

## 食品流通審議会

### 第1回食品流通情報化専門委員会議事録

農林水産省

#### 目 次

<a href="#">開 会</a>
<a href="#">食品流通局審議官あいさつ</a>
<a href="#">食品流通情報化専門委員会委員の紹介</a>
<a href="#">食品流通情報化専門委員会の委員長の選出</a>
<a href="#">食品流通情報化専門委員長あいさつ</a>
<a href="#">配付資料説明</a>
<a href="#">討 議</a>
<a href="#">散 会</a>

#### 開 会

事務局 委員の皆様には大変お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございました。定刻になりましたので、ただいまから第1回食品流通審議会食品流通情報化専門委員会を開催させていただきます。

委員長選出までの間、議事進行役を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、お手元に資料を幾つか配付してございますので、資料の確認をさせていただきます。

資料1が議事次第、資料2が名簿でございますし、資料3が、この専門委員会の開催についてでございます。4、5、6と情報化に関連いたします資料で、資料4が食品流通における情報化の現状と課題、資料5が生鮮流通分野におきます取引の電子化について、そして、資料6が連携指針に関連する2枚紙の資料でございます。参考資料といたしまして、予算事業で行っております生鮮食品等の取引電子化基本構想を配付しておりますので、よろしく御確認をいただきます。

[目次へ戻る。](#)

#### 食品流通局審議官あいさつ

事務局 委員会開催の冒頭に当たりまして、審議官からごあいさつをいただきます。

よろしくお願いたします。

食品流通局審議官 本日は第1回目の専門委員会で、本来、食品流通局長が出席の予定でしたが、よんどころない事情で、私がかわりに1回目のごあいさつをさせていただきます。

委員各位におかれましては、大変お忙しい中、専門委員をお引き受けいただきまして、かつ本日は御出席を賜りまして、まず御礼を申し上げます。

食品流通と申しますか、農政をめぐる状況は、皆様方御案内かと思いますが、本日御出席の中にも委員を務めていただいた方がいらっしゃいますけれども、今年の春以来、食料・農業・農村基本問題調査会で、21世紀の農政の方向づけについて御論議をいただきまして、去る17日に

総理大臣に御答申をいただいているわけですが、その中でも、食品流通の分野は私ども最重要課題として位置づけられていると思っております。

流通問題の課題の中で、その枠組みといいますか、体制整備といいますか、例えば生鮮食料品の流通ということ考えたときに、卸売市場制度の今後の方向づけをしていかなければならない、あるいは生鮮流通に携わられる方それぞれの、言ってみれば体制整備の活性化といいますか、そういう形での条件整備をいろいろ考えていかなければならないということが一つの大きな課題だと思っております。

あわせて、そういう体制整備は整備として、効率的な流通という視点での取り組みがどうしても必要だと、そういう点では、情報通信技術の成果を取り入れた高度に情報化された流通システムの構築が今後の生鮮食料品流通の方向を決めていくのではないかと思っております。

しかし、御案内のとおり、生鮮食料品の分野におきましては、その商品特性あるいは流通形態から、取引電子化の基礎的な条件であります商品コードの標準化等がなされていないという状況でございます。そういう点で、私ども、昨年、標準商品コードや、いわゆるEDI標準といったような取引電子化のインフラ整備を進めるということで、独自の事業を組み立てて推進してきております。

特に生鮮食料品の分野で取引の電子化を円滑、早急に推進していくということで、インフラ整備の標準化の方向も踏まえながら、その普及と利用促進を図るための方策について御検討願って、結局、多くの方に利用されて初めて現実のものになるわけでございますので、そういうことで関係者の指針といった形で取りまとめていくことが、その次の課題ではないかということで、このたび関係方面の皆様方に御参集を得た上で、食品流通情報化専門委員会を開催することになったわけでございます。

今後の食品流通における取引の電子化の効率的な推進に向けて、皆様方の幅広い、かつ忌憚のない御意見をお伺いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

大変簡単でございますが、これをもちまして、開会に当たってのあいさつにさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 どうもありがとうございました。

[目次へ戻る。](#)

## 食品流通情報化専門委員会委員の紹介 (事務局より各委員を紹介)

[目次へ戻る。](#)

## 食品流通情報化専門委員会の委員長の選出

事務局 続きまして、本専門委員会の運営に当たりまして、委員長及び委員長代理を御選出いただきたいと思っております。

本専門委員会につきましては、食品流通審議会から内田委員、中村委員の御参加をいただきまして、そのほか関係分野の専門家でございます専門委員22名で構成されております。

委員長、委員長代理の選出方法につきましては、特に決まりはございません。皆様の互選により決めていただければいいのではないかと思います。こういった形で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕事務局 それでは、異議がないということでございます。

いかが取り計らったらよろしいか、御提案がございましたらお願いいたします。

委員 まことに僭越でございますけれども、よろしゅうございますか。

委員長にはNHKの中村委員にお願いしたらいかがでございますでしょうか。

事務局 今、委員長に中村委員ということでございます。また、代理もあれかと思うんですけれども。

委員 代理は内田委員、いかがでございますでしょうか。

事務局 委員長には中村委員、代理に内田委員というお話がありましたけれども、ほかに何かお話ございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕事務局 今、委員長に中村委員、代理につきましては内田委員ということで皆様方の御同意をいただきましたので、そのようにお願いしたいと思います。

それでは、以後の議事進行につきましては委員長にお願いしたいと思います。委員長には、大変恐縮ですが、委員長席の方で議事を進めていただければと思います。

それでは、委員長、よろしくお願いします。

[目次へ戻る。](#)

## 食品流通情報化専門委員長あいさつ

委員長 私、食品流通審議会でいろいろ話し合いに参加させていただいております。そういう関係と、いろんなお立場の方がいらっしゃるの、多少中立的な色彩があるということとか、情報のメディアに若干かかわっているというようなことで御推薦をいただいたんだろうと思いますが、実を言いますと、この電子化ということについては極めて素人でございます、よくわからないというのが実情でございます。

大変御専門の知識がおありの皆さん方の中で、こういった委員長を務めさせていただくということは、大変に心苦しいというか、おこがましいという気もするんですけども、ひとつその辺はお助けをいただいて、今度の事業を進めていきたいというふうをお願いいたします。

[目次へ戻る。](#)

## 配付資料説明

委員長 きょうは第1回目ですから、まず、この専門委員会開催の趣旨を、先ほど審議官のあいさつの中にある程度盛られているとは思いますが、それについての御説明と、引き続きまして、この資料4の食品流通における情報化の現状と課題、資料5の生鮮流通分野における取引電子化について、資料6の「電子計算機の連携利用に関する指針」制度について、一括して御説明いただいて、その後、各委員から御意見なり御質問なりをいただくという運びにしたいと思います。

事務局の方から、今の件につきまして御説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、委員長からお話がございましたように、第1回目でございますので、一通り御説明させていただきます。

まず、資料3の委員会の開催についてということでございます。委員をお願いする際にも一通りお話をさせていただきましたけれども、まず、この趣旨でございます。

「食品流通における情報化の進展に応じた食品流通のあり方、なかんずく、生鮮流通分野における取引電子化インフラの開発方向及び取引電子化インフラに即したその普及と利用促進を図るための方策について」ということで開催をすることにいたしました次第でございます。

2番にございます検討事項でございますが、後ほど御説明しますけれども、連携利用に関する指針、関係者の指針といったものということで、先ほどごあいさつありましたけれども、そういったものの作成、その他ということでございます。

委員の構成につきましては、先ほどの名簿にございますように、専門的な学識経験者、業界関係者24名で構成されてございます。

資料4、5、6と、少し似たものもあって恐縮ですが、御説明をさせていただきます。

まず、資料4でございます。1ページをお開きいただきますと、食品流通全体の情報化の現状と課題ということでございます。

最初に、さらに産業界における情報化ということが書いてございます。いずれにしても、ここに書いてございますように、あらゆる場面での情報化が急速に進んでいるということでございます。その中で、大容量・高速通信の実現、あるいはOSIを含めての標準化ということで、オンラインによる情報ネットワークが形成されてきているといったことから、情報化の投資もある程度容易になってきたというようなことが書いてございます。

右側にISDNのサービスの状況ということで、折れ線グラフで4,500地域となっておりますが、注2で電話局がサービスを行う地域ということでございます。4,500、ほぼ全国全地域ということで、地域的にはほぼ全国がおおむね網羅されているということでございます。

右下にコンピュータ利用企業のオンライン化の推移ということで、7年末までしかありません。実は、9年はLANの関連の調査、少し幅広く利用できるようなLAN的なものの設置状況調査になっているということで、こうなっております。各分野、一応大小網羅した中での回答企業から集計したものでございます。したがって、主として、1企業当たりの伸びを見ていただければと思

います。急速に伸びている、拡大しているということが伺われるのではないかと考えております。

2ページでございますが、食品流通関係、食品流通におきます情報化の現状ということで、基本的なところを少し整理してございます。商品コードあるいはPOSシステムといった形での利用状況でございます。

最初の加工食品、菓子といった分野におきましては、JANコード、そして、そのソースマーキングという中で、POSシステムによる単品レベルでの商品管理が急速に進んでいるといったことを書いてございます。右側に導入店舗数等々書いてございます。例えばコンビニエンス・ストア的に言えば、当然、ほぼ全店にあるのではないかと考えております。

一方ということで、生鮮流通分野におきましては、ここにございますように、商品特性なり流通形態ということから、商品コードの標準化がされていないということでございます。それぞれの量販店におきましてはインスタコード対応ということで、独自のコードによるシステムがそれぞれ取り組まれているわけでありまして、全般的にはということでございます。そういうことで、昨年度よりということで、後ほど御説明しますが、生鮮食品標準コードの開発に着手している状況ということでございます。

外食の分野におきましても、ここにございますようなPOSシステムのようなものの導入が進んでおりますほか、この後、EOSとかいろいろ出てくるんですけども、OESということで、注3、Order Entry Systemというような、ハンディターミナル入力というものでありますが、そういった形での情報化が取り組まれているところでございます。

右側に導入状況ということで、各分野 青果、水産、食肉云々と書いてございます。これにつきましては回答をいただいたというところでありますので、ある程度取り組んでいるところかなということで若干割合が高くなっているのではないかとと思いますが、それでも生鮮分野が遅れている状況ということでございます。

3ページには情報化の中でも物流の部分についてもものを書いてございます。物流面においても、それぞれ工夫がされてきているということで、ITFコードによりまして、物流コードを段ボール箱等にマーキングするということで入出荷・検品・仕分けの効率化が図られつつあるということでございます。ITFにつきましては、若干注も入れてございます。右側に菓子、食品業界での取り組みが相当進んでいるというところが出てございます。

4ページでございます。食品流通におきますEOS、それから、EDIというのが次のページに出ておりますけれども、そういった情報システムの取り組みの状況ということでございます。加工食品、菓子の分野を中心に、EOSを中心とした電子化が進められております。

一方、生鮮業界については、ここにございますように、独自のシステムによるEOS化が図られているわけですが、産地からの状況あるいは通常の小売店というところで、先ほどのような状況でございますが、産地からは県連と中央卸売市場間でのベジフルあるいはフローラといったシステムによりましての売立・仕切情報というものの送受信ということでございます。EOSにつきましては、右側にVAN事業者を介したシステムとそうでないものがあるかと思えます。

右下にはシステムの導入状況ということで、ベジフルについては、例えば卸売段階あるいは産地段階でも90数パーセントとなっておりますが、残念ながら、これはシステムがあるという状況でございますので、全体の取引関係の情報交換がこれで行われているということにはなっていないということでございます。

続きまして、5ページであります。 の1行目、2行目でございます。さらに進んで取引に関連する一連の情報を標準規約に基づいてオンラインで情報交換するEDI、データをインターチェンジするといった構築が進められているということが触れてございます。特にチェーンストア協会によりましてのJCAフォーマットによって、量販店、卸売業者間等で利用されている状況でございます。また、そういったものを踏まえて、EDIFACTに準拠した流通EDI標準 JEDICOSと書かれております も開発されているところでございます。

しかしながらということで、生鮮食品等の流通分野はカバーされていない。今のJEDICOSも補充型発注というのがかなりの基本的なベースになっているわけですが、生鮮の流通につきましては、そういった面からいろんなデータ項目が違うということでございます。そういうことで、これも予算的には国の事業として生鮮食品のEDI標準の開発について今、努力されているという状況でございます。外食分野についても一定の取り組みが行われているところでございます。

右下に、日本のEDIの普及状況でございます。各業界ごとに推進母体によりまして標準化に向けた標準システムをつくりながら、取引をコンピュータで処理できるようにする、そういった取り組みが進められている状況を資料として掲げているところでございます。

6ページに、関連する部分ということになりますけれども、食品流通の分野におきまして情報システムということで、VANというの取り組みが行われております。VANにつきましては、昭和60年の電気通信事業法の改正によりまして、全国につくられた中で、加工食品におきましては業界VANが稼働して、特に加工食品についてのEOS、先ほどの電子受発注システムにつきましては、このシステムを介してシステム化されている状況でございます。

なお、このVANにつきましては、今後でございますけれども、EDIなりECといった エレクトリック・コマースということでございます。注で消費者までの取引に活用するという趣旨も含めて言っているものですから、こういうことであります、そういった対応に向けた機能の拡張なり、他システムとの接続性が今後、このVANについては課題となってくるのではないかとということをお述べさせていただきます。

(5)で、商品情報データベースと書いてございます。EDIといった形、コンピュータオンラインで情報交換するに当たりましては、商品が何であるという共通の定義づけが必要ということでございまして、商品情報のデータベースが情報インフラでございます。加工食品についてはJANコードと、ここにございます商品名、規格、容器等の関連情報を収集したJICFSというものが整備されておりまして、活用されている状況でございます。それぞれの分野での取り組みの細分化というんですか、そういうこともございまして、加工食品卸協会が中心となつての加工食品コードの付番のルール化と、関連情報のデータベース整備といったものも取り組まれている状況ということでございます。

次の7ページに、情報化の展望といった形で、情報化をしながら、将来的にどういうことを考えていくことができるのかという部分で、我々のわかる部分を書いてあるということでございます。

(1)には生産・流通のリエンジニアリングという形でのECRというものについてでございます。同趣旨でCALSというシステムが言われたりしておりますけれども、重装備的なものでない部分で、食品なり、それ以外の日用品等々では、生産・流通、消費段階での流通システムと、物流を含めまして、そういったものについてECRという形で紹介されておりますので、ここで書いてございます。

顧客満足度の向上を目的といたしまして、食品、日用品業界ではECRという新しい製造・流通システムが注目されていると書いてございます。製配販三層が情報を共有しながら、パートナーシップのもとに効率的な製造あるいは取引関係を築き上げながら、的確な消費者対応、小売情報を反映しながら対応していくということでございます。

これを分解しますと、POSによる商品の管理、コンピュータネットワーク、そして、それによってのEDIという形で情報交換の電子化というのが必須の条件ということでは言われているところでございます。

物流面に着目いたしまして、(2)でロジスティクスによる物流の高度化ということでございます。右側に、従来の物流の領域というんですか、イメージをロジスティクスの観点から、最速化あるいは最短化という観点から、これを組み合わせていくということになるかと思っております。

文章の方では、ロジスティクスの観点から新たな物流効率化への取り組み、物流、ロジスティクス、戦略的物流管理というところから何か少し意味がわかるような感じですが、そういった一体的にとらえた物流管理手法ということでございます。サードパーティロジスティクスと呼ばれる従来の運送業者の枠を超えた新たなカテゴリー、物流カテゴリーということも書いてございます。

3PLというのは、サードパーティロジスティクスの訳だということでございます。

それから、資料4の最後でございますが、その他、インターネットの普及とEC化、情報管理に伴う制度の見直しということで、今後の活用場面についてバーチャルショップの開設等といった仮想商店とインターネットモールといったいろいろな言葉もございまして、そういった面での今後、時間、空間を克服した新しい商流になるんだと思っておりますけれども、商流のシステムができてくるのではないかとということでございます。

今や、第2世代のインターネットが議論になっているわけですが、そういった活用が行われる可能性があるのではないかとということでございます。右側にインターネット接続のホストコンピュータの数の推移ということでございます。非常に急速に伸びているということが伺われるかと思っております。

なお、右側に、数字だけではよくわからないので日本のシェアを入れましたら、98年は少しダウンをしているということで、これは途上国の増大なり日本の経済状態を反映しているのかなと、これは私の全くの感想でございますが、思った次第でございます。

情報化に伴います法制度の関連では、これまで、特に税制上の帳簿書類についてのこういったものが活用できないということがあったわけですが、前の通常国会で法律が整備されまして、なお書きのところに書いてございますけれども、国税関係の帳簿書類については、7月1日からこれを活用するための承認手続が要るということでありますが、手続が可能になってございまして、来年の税金からこれが使えるということで、帳簿書類を整理、保存するためのトランクというか、倉庫は今後、非常に少なく、あるいはそれが省略できるようになるのではないかと考えてございます。

それが一般的な関係の4でございまして、生鮮分野について、いろんな要望等もございまして、そういうものを整理したのが資料5でございます。生鮮流通分野におきます電子化ということで、目次にありますように、そういったものを整理してございます。

1ページに、生鮮流通分野における電子化について、1に電子化と標準化の効果ということ

で書いてございます。電子化については、繰り返しになりますEDIによる取引ということで、二つ目の丸には、電子化によりまして業務システムの業務処理、業務システムの効率化という、いわゆるハードメリットの部分、それから、それに伴ってのシステムをさらに効率化できる各業務システムの統合化といったものが可能ではないかということが、3番目に、情報の交換、共有化という面で、この活用。それから、そういったものを踏まえての経営管理にそれを生かしていくというのが効果と言われているところでございます。

三つ目の丸には、個別に進める場合にはということで、多端末現象とかその他、全体として見れば効率的でないということが書いてございます。他方ということで、最後の5行でございしますが、1ページの左下5行ですけれども、取引電子化インフラ、標準商品コードなりEDI標準なりを用いて情報交換の方法を標準化すれば、最小限コストでの導入、マネージも最小限化、そして自由な情報交換、これも相手との合意のもとで自由な交換でございしますが、そういうことができるということでございます。

イメージが右側にかいてございます。左が現状ということでありますが、右側に標準のシステムを介してやればというようなことでございます。これを見たときに、凱旋門広場のというふうには言えないのかなと思いましたが、考えてみたら、あそこは渋滞の名所なものですから、標準システムを導入するというで、だれもが同一の高規格道路、ハイウェイをみんなが同じものを持つてるといふふうには言えないのかなと思っているんですけど、絵はそういうふうになっていないんですね。そう御理解いただければと思います。

生鮮流通業界がどうなっているのかというのを、先ほどの資料にも入っておったので恐縮なんですけど、2ページ以下に書いてございます。生鮮食品等については、鮮度問題あるいは在庫管理、流通段階におきます形態の変化、それから、同一商品についても産地、サイズ、等級等々、そういったきめ細かなというんですか、変らざるを得ないという部分もございしますが、商品特性もございしますし、取引段階で競りといったものもございします。相手が変わってしまうという部分があるわけですけれども、そういった取引等の理由から電子化はかなり難しいとされてきたという部分がかかなり多いのではないかと、繰り返しの取引ですから、必要性は非常に多い、あるいは導入のメリットも大きいのではないかと、こういった状況であったわけでございます。

右側に使用状況というのがございします。コンピュータを使用しているというのが結構あるわけですが、右下にいきますと、受注にかかわる情報交換という面からしますと、口頭・面談だ、電話だ、ファックスだということが非常に大きいということで、取引に余り使われていないというところがおわかりいただけるかと思えます。そういったことが左側の文章にも書いてございまして、しかしということで、最後のところに、こうした中で生鮮食品等の流通業者におきまして、取引価格なり正確性の問題とか時間がかかるかということで課題認識が行われているということでございます。

3ページでございします。このためということで、この裏返しになるわけですけれども、情報処理時間の短縮なり正確性の向上等々で、期待は大きいということではないかと思えます。右側に、これは青果物関連でございしますが、他の分野もおよそ同じような傾向でございしますが、右側の3では情報のやり取りで困っていることということで、時間がかかるか等々、ここでいろいろ困っているということでございします。その裏返しで、期待する効果ということで、正確性の向上、処理時間の短縮、経費の節約等々が挙げられるところでございします。

4ページに、現在、全体としてどういう取り組みが、あるいは私どもでどういうふうな取り組みを位置づけているかということで、簡単に整理してございします。私どもといたしましても、先ほど審議官のごあいさつがございしますが、流通の一層の効率化という面で、情報化は重要な課題であると考えているところでございします。

ここに食品の流通部門における構造改善を図るための基本方針と書いてございしますが、流通改善に関する法律がございまして、そこで位置づけたものでございします。位置づけられているところで、右側に基本方針の抜粋ということでございしますが、改善の基本的な方向、その中で第1の(1)情報ネットワークの推進ということが大変重要であるということでございします。アイウということで、全般的な部分、生鮮食品についてのコード等の標準化、取引電子化のために必要な標準化、それから、加工食品等につきましても若干足りないというんですか、欠けている部分がございますので、そういうことが書いてございします。ウで、生鮮流通の中核的な施設でございします卸売市場におきまして、情報の受発信基地としての整備、情報の電子化等々は必要である、それを踏まえての物流の効率化というものを触れているところでございします。

その中で5ページでございしますが、電子化のための基盤開発ということで、現在進めております中身に若干触れているところでございします。昨年度からということで、これは最後にございします参考資料で御説明いたしますけれども、取引の電子化インフラの開発を進めておるということでございまして、一番上の丸の後半、現在、青果につきまして、コード、EDI標準メッセージ案の策定中ということで、今年度末までに実証試験を一通り済ませながら、基本的な作業を済ませる、とりあえずそういう状況ということでございします。他の3品目、ここでは青果、食肉、水産、花卉と

書いてございますが、それらにつきましても、品目ごとの委員会を開催しまして、標準コード等に関する検討を急いでいるというところでございます。

なお書きでは、こういった事業につきまして周知徹底が重要だろうということで、普及促進に向けた各種取り組みをこの事業の一環として行っているところでございますが、また三つ目の丸では、ことしの6月に流通関係者を主体といたしまして、協議会が設立されまして、標準化に向けた普及啓発に取り組まれている状況でございます。

右側でございますように、電子化に向けた取り組みにつきまして、事業者、事業者団体、行政の取り組みといった形で、基盤の開発、周辺の利用の枠組みなり、支援をするということで、1番の右側には連携指針の策定なり物流効率化、それから、市場整備の市場の情報化、各種規制の見直しといったようなことがございますし、真ん中の協議会といたしましては、標準化に向けた取り組みが必要ではないかということでございます。

長くなって大変恐縮なんですけど、資料6は、制度の説明、御案内でございます。電子計算機の連携利用に関する指針ということ、検討事項のところでもお話ししたので、それにつきまして簡単に整理してございます。1ページ、2ページでございます。

1ページに制度についてということで、連携指針につきましては情報処理の促進に関する法律、右側に抜粋、昭和45年と書いてございます。この法律で第3条の2、連携利用に関する指針が追加されましたのは60年でございます。先ほどのVANが取り組まれるようになった時期に行われたものでございます。

連携指針につきましては、一定の法律なり、左の1にも書いてございますが、一定の事業分野に属する事業者が広く連携して電子計算機を効率的に利用する。大きなホストコンピュータをみんな使おうという趣旨じゃなくて、電子計算機を効率的に使うという、ソフト面での連携利用という部分でございます。そのために、各分野ごとに定めますガイドラインというものでございます。

2のところでございますが、連携指針につきましては、電子計算機の連携利用が行われ、または、いろいろな分野でございますけれども、近々行われようとしております事業分野におきます効率的な情報化に向けて、次のステップ 次ステップに向けて何を取るべきかといったものを示してということになります。 によって、その事業分野におきます情報化にかかわるハードなりソフト面での過剰投資の回避、投資の軽減に資しようというものでございます。

指針につきましては、3にございます大きく三つの要素で構成されているということでございます。連携利用、電子計算機の利用の態様ということでございます。二つ目には、実施するための方法、連携して利用するため、実施するためのものということで、ビジネスプロトコルの規約の標準化等、それから、最終的に目指す連携利用を実現するためのいろいろな手段、そういうものを関係者の指針という形で定めるというものでございます。

そのほか、配慮すべき事項というのがあるということ、ここでは中小企業者への過剰な投資負担が回避できるような仕組みが必要、あるいは全体として公正取引の確保になるようにするといったようなものが、この連携指針について定められるのが通例であるということでございます。

2ページに現状が書いてございます。4でございます。これまで、連携指針については、60年の制度発足以降、鉄鋼業界等々、最初の資料にもございましたが、昨年の6月に国内陸上貨物物流業というものについての指針ができておりますが、11業界にEDIの導入に関する連携指針が定められているということでございます。

5に、なお書きで書いてございますが、経済構造の改革と創造という行動計画でも、電子取引が普及できる分野については、こういった指針を定めながら、できる限り効率的に進めていくべきである、進めていこうというのが閣議決定されているところでございます。それが5の趣旨でございます。

最後になりますが、先ほど事業で取引電子化に向けての生鮮分野の取引電子化に向けてのインフラ、取引電子化インフラというものを開発中でございますと、それを説明したものが、このブルーの冊子でございますので、これにつきまして1、2分御説明させていただきます。

御案内の部分があるかと思いますが、はじめにということでは、繰り返しになりますけれども、取引電子化のためのインフラであります標準商品コード、EDI標準、商品関連情報のデータベースシステムを開発して、この分野の電子化の早期実現を図っていこうということでございます。それをできる限りわかりやすくということで、事業の当初につくったのがこの資料でございます。

2ページから数ページにかけまして、今までお話ししたようなのが繰り返し出ておりますので省略いたしますが、ここにありますように、電子化インフラにのっとって標準 標準というのがしつこく出ております、そういった形でやっていく必要があるということでございます。

7ページ、8ページ、9ページに、事業の中身について少し書いてございます。イメージがわくかどうかあれですけども、事業の内容及び計画が7ページにございます。事業として、電子化イ

ンフラ、コード、EDI、データベース、そして、予算ですから実証試験等々を行いながらしてございますというようなことで、7ページの下の方では、事業計画、9年から13年にかけて、それぞれ4分野につきまして、こういったインフラをつくっていくんだと、つくっていききたいということが触れてございます。

8ページ、9ページ、10ページに、インフラと紹介しましたコード、EDI、商品関連のデータベースについて、こういうものができると、これを利用しようとする事業者でも、データベースを活用したファイリングができるというようなことで、これも開発していく必要があるということでやっているということでございます。

これにつきましては、先ほどお話ししましたように、青果の関連につきましては何とか今年度じゅうにある程度の最終的な形を整理し、来年度、微調整等ぐらいで何とかできるのではないかと。他の3分野についても、その先二、三年かけまして、きちっとしたものを開発できるように御努力をいただいているところでありますし、我々としても、そのように努力していきたいと考えてございます。

ちょっと早口になって恐縮ですが、一通り事務局の方で整理しました資料につきまして御説明をさせていただきます。

委員長 どうもありがとうございました。

大変新しい分野のお話ですから、横文字が多くて、何の略かというのを覚えるのも大変であります。

[目次へ戻る。](#)

## 討 議

委員長 今の事務局の御説明に対して、御意見とか御質問があれば御発言をいただきたいと思っております。

きょうは第1回目ですから、フリートークでどんどん思いつかれたこととお話しいただければいいと思うんです。実際にいろいろ御経験のある方もおありだと思いますので、生鮮流通分野の取引の電子化について、効率的にこれをどうやってやっていけば一番いいんだろうかということでも何かお考えがあれば御披露いただくということも、また大変参考になるのではないかと考えております。

どなたでも結構です。資料への御質問でも結構ですし、とりあえず、こういうことということでも結構ですから、どなたからでもどうぞ。

委員 先ほど事務局から、青果のことについて、どんどん進んでいるというお話がございましたので、現状をちょっと御報告申し上げて議論の参考にしていただければと思います。

私自身、余り勉強しておりませんで、委員になったものの、さっぱりわからないというのが現状でございます。ですから、早速、うちの担当者にもいろいろ教えてもらったり勉強してきたんですけども、その中で、現在、私どもは、早くから市が場内LANの問題に取り組んでくれて、数年前に、そのハード面は全部完了いたしました。ただ、我々がそれを利用していなかったため、いろいろと新聞にも問題提起をされたりしたことがあるんですけども、最近やっと国のEDI実験事業等々に乗せていただいて、いろいろと勉強をさせていただいている状況です。

そういう中で、今やっていることはどういうことかといいますと、ドレスの問題は先にやっております。この中で、仕切り情報は前から送っておりますからいいんですけども、逆ドレスと称します出荷情報ですね、これなんかも、九州の産地などの遠隔地の産地から来る荷物についての出荷情報というのは非常に効果あるんです。近くですと、出荷といったって、集荷して、明るる日というか、その日でも持ってこれるような状況ですから、それは余り効果がないという現状でございます。

それから、今やっている中で、データが集中しますので、これが非常に輻輳してしまって、本当に早くほしいデータがなかなか取れないということもあるやに聞いております。

もう一つ、EDI実験をやるときに、仲卸の立場で言いますと、みんなで一斉にやりたいという気持ちがあるんですね。ですけども、大きい仲卸さんと小さい仲卸さんと考えますと、「自分のところはやらない」「自分のところはやりたい」という、それがあつたわけですね。組合で一括してという、要するに護送船団方式と言つてはいけなないのですが、そういう形でやろうとすれば、いつまでたつても進まない。

我々の方では、卸売会社が2社ございますが、各地にも2社ないし3社あるわけですね。その会社が全部やろうという気になって初めてできるということでしたら、いつまでたつても動かないということで、思い切れと、見切り発車だというようなことでやりました。

しかし、実際問題として、130近くある仲卸さんの中で、それに乗つてきたのは七、八店舗しかござ

ざいませぬ。なぜということをしていろいろ聞きますと、パソコンを設置したりいろいろするのに、ハード面では市がやってくれてますから、すぐにつなげたりできるんですけども、ちょっとしたことで費用がかかるんですね。これに対して二の足を踏むわけです。

バブルのころだったら、やってくれると思うんですけども、今の状況の中では、仲卸さんは日々の経営の中で四苦八苦していますので、そんなことまでやって、先が見えないのにやれるか、というのが現状なんです。

そうなりますと、これが普及すれば物すごくよいことだということはわかっているんですけども、私どもの立場から言うと、今までのやり方と、今度のLANを利用したEDIの進め方と、両方やらなければならないということで、経営上からいうと、非常にロスが出るわけなんです。しかし、それも覚悟の上で、一時的には、当然出てくることだろうということで進めていかないと、なかなかできないという状況であろうと、そんな感じがいたします。

今後の取引の電子化には期待することがたくさんございます。どういふことかと申しますと、仲卸業者が入力したデータを場内LANを経由しながら自分のコンピュータに変換するシステムづくりをこれからやっていかなければならないということ、また、一番大きな問題は競り場での直接入力ができないかなど、これはどこでも研究しているんですけども、なかなか難しゅうございます。

もう一つは、花の方ではおやりになっているということを知っているんですけども、競りのとき、音声入力であれば非常にスムーズにいくし、うまく進めていけるんじゃないかなという思いがあるんですけども、なかなかそこまではいけないとしても、競りをしたその横ですぐに入力できるというシステムを何とか作れないか。こういうことがやれば非常に進められるなということ。

それから、先ほどから標準化という問題が出ておりますが、品目の標準化はいいんですけども、等級とか階級の標準化をやっていくとだめじゃないかなという感じがいたしますので、これから電子取引を進めていく中で、標準化というのは最初の最大の大きな問題ではないかなということをおもうわけでございます。

その他いろいろあると思いますけれども、一応、私どもでやっている状況の中から御報告をさせていただきますと思います。

委員長 どうもありがとうございました。

今いろいろ参考になることをおっしゃっていただいて、遠いところからの出荷情報というのは非常に効果あるけども、近いところは持ってきた方が早いとか、仲卸の中でやりたい方、やりたくない方、分かれていくというようなこと。それから、直接入力が市場でできたら非常にいいんじゃないかと、標準化は非常に大事な課題だというようなこと。

今のような御自身の経験を踏まえて御披露いただいたわけですけど、関連してでも……。

委員 一つは技術的な話になりますが、ただいまの委員の競りの場で直接入力できないかということについて。

コンピュータシステムとか技術のあれでは最近、手に持てるハンディ型の端末なんかできてきて、これにICカードなんかを入れたりして、実は京都の中小小売店さん、最寄り店さん、八百屋さんとかお米屋さんとか漬物屋さんとか、ともかく立派な商店街じゃなくて、現地の人に言わせると、吹けば飛ぶようなどぶ板商店街であるという、実はそこがICカードの小さい端末、これは国からも若干補助がありましたけれども入れて、レジのかわりにそれを使って非常に便利化しているという。場合によっては、お客さんのカードですね、お客さんにカードを配りまして、だれが幾ら買ってくれているのかとか商品コードは入れませんので、金額ベースですが、あるいはプリペイド機能を持たせて、そこにポイントサービス、要するに割引をつけて集客力につながっているというか、効果あるという。

技術的にはそう難しくない時代になってきているんですが、委員も言われたし、事務局の方で言っていましたけど、ばらばらにやりますと高くなります。各社というか、各導入ユーザー個別につくっていきますので。

そのとき問題になるのが標準化なんです。標準化ということで、ほかの業界でも標準化を進めていきますときに問題になるのは、先行している企業にとっては標準化はやってほしくないんですね。自分独自のスペックでやった方が、ひどい言い方ですけども、少なくとも企業内の導入コストは安い。標準化に合わせるということは痛み分けの世界になってくる。

残念ながら、先行している企業の方がノウハウがある。そういうところでノウハウを持っているユーザーというか、利用者から情報を出してもらって、標準化の方向性とか、どの辺までやるか決めていくときに、理解を得られなくて委員会等でもめるときがあります。

何を言いたいかという、標準化の効果というものの啓発活動ですか、これが一つポイントで、標準化の作業の中で、それが必要になってくる。

少なくとも標準化というのは、長い目で見ますと、コストダウンにつながることもありますが、あるいはコストダウンにつながるものが標準化であると考えてよろしいかと思うんですが、一時的にはコストアップに感じられるときがあります。そういうときに意見が分かれる。したがって、そういう

アレルギーを排除するというか、誤解を解くためには、啓発事業というか、活動というのが非常に重要な、最初から、ステップアップではないかなと思います。

委員長 標準化といっても、一概にいいと言えないんですね。

委員 委員の発言に関連して、私どもは、御承知のように、中小店グループの流通の方が参加していらっしゃる協会でございます。

私どもの協会の中ではいろんな業種の方がいらっしゃいますけど、食品関係が4割ぐらいおられまして、そういった中で、食品小売業の取引EDIという問題については9年度から実質的な活動に入って、実は当局からも御支援をいただいておりますという状況でございます。

そういった中で、なぜ食品小売業、私ども中小の小売業の取引EDI、電子化が必要かという問題を、もっとどろどろした流通のところから皆さんに考えていただきたいんです。

先ほど委員のご発言のように、さしづめ私どものメンバーがすべて大体そういった中小の食品の小売業のグループだろうと思うんです。

まず、食品というのは生活上、非常に大事だということは当然おわかりいただいていると思うんですね。例えば消費者の立場から見ると、毎日必要なものがございます。全業種の中で、毎日必要なというのは食品だけでありまして、本当に不可欠な商品であり、なおかつ単価が非常に小さい。例えば家具だとか宝石だとか眼鏡だとか洋服だとか、そういったほかの業種の方の商品から比べると、非常に単価が低い。また、購買頻度なんか見ると、非常に膨大な頻度で物事が動いているわけです。それと、購買の対応も非常にさまざまなわけです。買いに行ったり、配達に行ったり、御用聞きに来たり、いろんな形でやっている。

そういった中で、食品の供給側、商店から見ると、どういうことかといいますと、多様な生活者、消費者に対応するような店舗が現在、53万店あるんです。ことしの4月の商業統計で9年度の数字が出ましたので、私も見てみたんです。全小売業142万店のうち、食品の小売業は53万店、実に4割近くあるわけです。それから、そこへ携わっている従業員を見てみますと、小売業全体では750万人の従業員の中に、食品の小売業に携わっている方は275万人もいるんです。

ところが、先ほど出ました先行しているところの企業はノウハウを持っているよという、そういう先行している一部大手の方を除くと、食品の小売店は非常に零細性なんですね。例えば53万店の中に、1人ないし2人という従業員、ハパ・ママストアが27万軒ある。1人から4人までが、53万店の中に39万店、75%あって、50人という中クラスのミニスーパー等を入れますと、99.1%。大手というのは1%以下、99.1~99.2%が零細性の流通なんですね。ここら辺から物事を考えていかないと間違えるわけです。

そういった中で購買頻度、先ほど申し上げましたが、小売の売上を見てみますと、50人以下の99%のお店で売られているのが約32兆円ある。そして、この32兆円がどうやった形で、一番冒頭に申し上げた生活者、消費者につながっているかといいますと、客単価が100円ぐらいの食料品ありますね。本当の零細だと思います。それから、コンビニエンスストアで500円から600円ぐらいの単価ですね。これ二、三点の買い上げですね。そこに専売もの、例えばお酒だとかの免許を持っているコンビニエンスストアだと800円ぐらいの単価。スーパーマーケットだと、大きいかもわからないんですけど、2,000円から3,000円ぐらいの間かなというところを見てみますと、53万店の小さなお店で32兆円、その単価で売ると、購買頻度というのは年間1,600億回ぐらい、売った、買ったやっているわけです。

それを全部手作業でやったら非常に大きなロスになります。そういったところから考えていかないと、中小店が消費者を満足させるためのEDI化というものを考えないと、事務量は天文学的な数字であって、EDI化、いわゆる標準化をするということは、本当はとっくにそこら辺から希望が出ていかないといけないと思うんですね。

ところが、実際問題、個店でやろうと思うと、なかなかそういったことはできないし、こういうところでどんどん進めていかないと、物事は進んでいかない。

もう一つの商品特性というのを考えてみますと、例えば商品自体には新鮮という問題と健康、安全、賞味期限の表示だとか、そういった本当に細かいところまで入ってくるわけです。そういった中で、非常に嗜好性が強い、例えば生鮮なんていうのは嗜好性が強いもので、腐敗しやすいとか、いろいろ特性がある。そういった中での社会的規模によるロスというのは非常に大きいんですね、現在。

例えばコンビニエンスで弁当、おにぎりだとか、パン、サンドイッチなんていうのは7、8%ないし、多いところで、こういう気候だと20%ぐらいロスしてしまうとか、それを廃棄処分にしてしまうとか、総売上に対するロスというのは、大体1.5%ぐらいあるんじゃないかなと私は思うんですけど、例えば牛乳なんかも廃棄してしまうとか、いろんな問題が出てくる。

特に調査研究がまだの生鮮というものの電子化または取引のEDI化というものは喫緊の課題じゃないかなということ的前提にして、こういう会議をどんどん進めていって、それから大手の方の御理解をいただく。例えば先行している企業の方は、本来はノウハウを開示していただければ、こんなところへ金かからなくて済むんだけど、なかなか開示しないんでしょうから、そういった

ことは我々がやって御協力をいただくというようなことをぜひ皆さんで御一緒に考えていきたいなというふうに思うんです。よろしくお願いします。

委員長 1,600億回というのはすごい回数ですね。それだけの頻度があるということで、電子化は価値があるということです。

委員 実は昨年度、農水省のお力添いをいただきまして、私どもの市場の中の青果仲卸組合の方で、このEDIの実験をいたしましたので、その実験結果を踏まえて何がしかの感じたことを話してみたいと思います。

私どものは、それ以前から、開設者と卸会社とで取りかわされている日報、月報、年報などのペーパーレス化をねらいとして、卸会社とのLANの敷設を行って開発しておったところ、仲卸会社でも独自の電算化再構築の計画があるということで、そこにもLANを敷設いたしました。

そんな折、昨年末でございましたが、電子化実証実験のお話が農水省からありまして、独自の電子化計画を検討中のところ、そういう話があったので、渡に舟とばかりに国からの補助を受けて、急遽、システム開発に取り組むことになりました。テストの内容といたしましては、それまで青果仲卸組合の方で構想を練っていた部分と、農水省から働きかけのあった部分を加えまして、二つの方法で実験を行ったところでございます。

一つは、青果物の取引の実証試験。テーマといたしまして、卸と仲卸間の取引、予約取引における入荷情報とか注文情報、売上情報に関する電子化実証試験ということでやりました。この中では、青果の方の卸が2社ございまして、2社と場内の仲卸の中から4社ほど選びまして、ネットワークで接続いたしまして、品目も限定しまして、早い時点でデータが入手できるもの、直前にならなければ入手できないイチゴのようなもの、こんなものを3分類して7品目でテストを行いました。

その結果、卸の入力状況とか注文の受信、結果の入力とか、仲卸とか、いろいろありまして、急いでやったもので、至るところに混乱が生じまして、電話とかファックスなんか直前になって殺到したこともありましたが、あらかじめ早い時期からデータの入手が可能なナスとかキュウリなんかについては相当の効果があったということで、もともと仲卸組合では将来構想を持っていましたので、個々の問題はあっても、将来に向けて明らかに効果が期待できるということで確信を持って意を強くしたようでございます。

もう一つは、仲卸の方でもともと構想を練っていたものでございますが、情報の正確性とか迅速化をねらいといたしまして、現状の業務運営手順を本当にこれでいいんだろうかと分析しながら、将来における運営プロセスの再構築という立場から実証実験をしたわけでございます。

私どもの仲卸組合は18社で、おおむね中堅どころで、優劣つけがたいところで構成されているわけなんでございますが、その中で、仲卸組合ではノート型パソコンを20台ほど用意いたしまして、すべての仲卸組合員に貸し与えて、現状の手作業でやっている部分、紙で交換している部分、あるいはファックスや電話でやっている部分を全部、パソコンから入力して組合のオフコンで加工したやつを、また組合員に還元するというようなことでやったわけでございます。範囲は受注管理とか発注管理とか仕入れ管理とか、そういうのを一切合財やったわけでございます。

急いでやったので個々の煩雑はあったようでございますが、これも将来に向けては大きな明るい見通しが立ったということで大分喜んでいただいております。そんなことが報告されております。

今度は、私どもが二つの実験を通して感じたことでございますが、限られた時間の中で事前の条件整理なども不十分なまま急いで実験を行ったこともありまして、直接、すぐ効果は余り見受けられなかったんでございますが、このテスト、実験の中で、各仲卸組合員がパソコン操作の体験を通じまして、情報化の威力というんですか、こういう理解を深めまして、将来、改善するときにはここが問題だなというものをつかんだようでございます。そういう意味では、これから取り組もうということで、将来に向けての必要性について十分理解を深め合ったということでは、大きな効果があったようでございます。

情報化は時代の流れでありまして、避けては通れない問題。これまでは、ややもすると、仲卸とか小さい商店などは長年の経験や勘だけに頼っていたわけなんですけど、このままの状態では中小企業が衰退していくのは明らかなことであります。日本経済全体のバランスある安定的な発展のためにも、弱者が衰退していくことは好ましいことではないと思われるわけでございます。

その意味では、今回の実証実験は、業者の改善意欲に対する呼び水として、補助金の額も、農水省の市場整備なんかの額と比べると1けたも2けたも少ない額ではございましたが、これからの改善意欲に対しましては非常に大きな効果があったものと受けとめているわけでございます。

できれば、そういう意味では、これから市場取引の事務改善を目的とした呼び水になるような情報化の推進に向けまして、継続した一定の補助制度のようなものを設けていただいて誘導していただくことが必要なのかなと思われまます。

今回の実験で、目先のものではそれほど大きな効果は得られなかったんですが、それは既存

システムの変換作業に多くの手数がかったということ、あるいは限られた時間で限られた範囲だったので、部分的な実験だったので、それほどの効果ではなかったんですが、この実験を通して、情報化が最大限に効果を発揮するためには、発揮させるためには、産地から卸、仲卸、小売店を通じた一貫したシステムが必要なのではないかと思われるわけでございます。

そのためには、各企業が独自で開発する前に、あるいは、後での修正作業が非常に大変なので、一年でも早く商品コードの統一なり品名なり等階級、荷姿、産地、いろんなことが想定されますが、商品コードの統一なり、通信手順の標準なり、あるいはデータ項目や帳票書式の統一など、情報化に向けた標準的な指針の策定が一日も早く作成されることを望むものでございます。

その上に立って、私ども関係者が互いに連携を取りながら情報化の推進に誘導していくことが大切なのではないかなというふうに感じた次第でございます。

委員 同じ仲卸業者でも、関西の場合は競り中心、東京以北の場合は相対取引というふうに、商習慣が違います。もう一つは、関西の方は人数が多い、仙台の方は人数が少なく、規模がそろっているということで心が一つになる。私も仲卸なんです、私どもの市場内にも仲卸業者は120人ぐらいおりますので、全く同じような現象が現実に行っていると思っております。

他では、開設者が非常に理解が強いため、オンラインそのものについて積極的に進められている。私どもの開設者は、どちらかというともまだ理解力が少ないということで、この前、別の委員会や何かで、その部分で意見を申し上げたことがあるんです。開設者も中へ入らないと、この問題は解決しない問題がある。

それから、築地や太田など、大きいところは費用負担をかけてもシステム等整理したいという気持ちはございます。ただ、経営規模の小さい業者についてのシステムになっているかどうかというのは知りませんので、例えばオフコンをお使いになっているか、パソコンをお使いになっているか知りませんが、パソコンという一番小さな次元で考えたシステムになっているのかどうか。サーバーが必要であったりいろんな問題があるんですが、私の直感としては、先ほど来、皆さんがおっしゃっているように、小さい方が乗れるようなシステムになっているか。パソコンでやっても、できるんじゃないかなと思っております。

同業者からいろいろ聞きまして直感的に思ったのは、情報化というのは、まず、情報機器に触ることから始めなければいけないのだろうということで、私もそのことはいつも言っているんです。手軽にタッチできるようなことが情報化の促進で、難しい言葉を並べたら、みんな頭が痛くなってしまふ。

したがって、私が説明しているのは、電話が普及する前の話なんです。電話を持っている商売と電話を持たない商売では絶対違うよと父親から聞きまして、財産を投げ出しても電話を入れるという、商売を前向きに考える。今、それが情報機器として通信の分野で出ていますから、まずタッチしたり、なれることで、細かい話はどこかで決めてきて、これとこれをやれというふうにするれば、うんと進んでいくのではないかと。ですから、乗せる方策をどういうふうにしたらいいかの方が問題であると、そういう考え方を持っています。

私個人としては、取引の問題についての事例がございましたけども、仲卸としては、生産者、卸売会社の方、私どもまでは商品が一定一括している。仲卸へ入ってきて、取引先別に加工が入ります。これをどう処理するかというのが頭が痛いんです。例えば販売のバーコードを御依頼でつけるにしても、商品の番号も変わってまいります。ほかの食品でしたら、生産即JANコードならJANコードになっちゃうわけですね。それが市場で加工されると新しい商品になりますから、この辺をどうするのかなという感じがしているんです。

委員 昭和46年ですか、卸売市場法が制定された時点で、精神的な面での生活必需品という意味合いもあるでしょうけど、花も卸売市場法の中に生鮮食料品等として仲間入りをさせていただいた。「等」は花きであるということで、その中に仲間入りをさせていただいた。

ただ、花の業界は、このときも非常に順調に成長を続けられて非常にうらやましいと言われますが、現時点では、景気の低迷の続く中であっては伸び悩みというのが実情でございます。また、その粗生産額も何兆円、何十兆円というようなお話はなくて、花卉の粗生産額が平成8年で6,265億ですか。私ども卸売市場も、組織された協会がございまして、188社加盟しておりますが、何しろ全体で扱いが5,570数億、市場経由率は非常に高いんですが、市場は5億から250億というような形で、大きな差がある。

そういう中であって、平成2年に農水や都のいろいろな指導によりまして、太田に都内で2番目の中央卸売市場花き部が開設された時点で、花き部の方でオランダの機械せりを導入いたしまして、それ以後、整備、統合されて、ある程度大型化された。また、中央卸売市場花き部として開設されたという市場は、みんな機械せりを導入しております。

また、現在、機械せりを導入しておる卸会社は22社でございます。それから、表示方式。これも機械せりの一手手前という形で、出荷者名、品名、上場の数量すべてが表示され、せりは手やりで行いますが、落札された数量、買参人のコードは全部その場で入力また表示される。機械せりの方は、せり人は標準値を表示するだけであって、すべて機械がやってくれる。だから、伝票も

何もありません。機械が最後の事務処理までやってくれる。即、売り立て情報も産地の方で引き出せる。そういうような形で非常に進んでおります。

ただ、今言いましたように、市場間のウェートに非常に差がありますので、すべての卸売会社でこれを導入すると、このときになって弱音を吐くようですが、設備投資が大きくて経営にもある程度影響しているという卸も実際はございます。

そういうような形ですが、これが一つの花弁市場の流れになってきておまして、今度、世田谷にも都内で5番目の中央卸売市場花き部が平成13年に開設されますけど、やはり機械せりを導入する予定になっております。

そういう中で一番大きな問題は、これから取引の電子化が進むに従って、標準化されたコードがぜひ必要になってくるんじゃないか。先ほど委員から言われましたように...

花の方は、農林水産省の花き対策室のお骨折りで、新種の標準統一コード2万5,000種を作った。例えばカーネーションならカーネーション、バラならバラで何百種類というように非常に多くの品目がございます。

そういうようなことで、統一コードをつくる前に、各社独自で品種のコード化を進めてしまったので、みんなでこれをつくらう、利用しようという時点で、「おれのところはこれになれてしまったから」というようなことで、どちらかという、大手市場の協力が得られなかったというのが実情でございます。ただ、これからは、私ども業界内でそういう話し合いを何度も持って、これをみんなで作って利用していけるような形にはしたいと思っております。

私も機械のことにうといもので担当に聞いてみたら、「今つくってある統一コードは結構なんです。ただ、変換すれば、すぐできるんです。それを各々の会社で使用しなくても、変換すれば即可能なんです。今の機械はすぐできる」と、そういうことを言われました。

先ほどの資料にもありますように、花にはフローラ1、2というのがございまして、表示方式でせりをやる、機械でせりをやるということで一番大変なのは、売ってからの処理は全部コンピュータでやってくれますから、事務処理、統計処理、情報の提供等は非常に楽ですけど、事前入力をしておかないと競りができない、上場できないという形がネックでございます。花の方は、幸いに東京都内では7時に競りの開始です。だけど、前日からずうっと夜通し、この入力に労する人員、時間が非常に長いということです。

私の会社でも表示方式という形ですが、入力専門の担当が夕方5時ごろから、夜明けまでやらせるのはかわいそうだからということで、11時までには事前入力に専念しております。入力できなかったものは、翌朝早く職員が3時頃に来まして、入力していないものを入力してせりに対応できるようにしておる。

そういうことで、フローラ1、市場から出荷者に対する情報は、売り立て終了すれば、即自然に流れている。出荷者、産地から市場に対する情報等も、フローラ2の方も、静岡県、愛知県の方では試験的にやっていたいております。だから、フローラ2が進んでくれば、事前入力という形がなくなり、その情報が即、コンピュータに入る。

そういうようなことで、私どもの業界でも、機械せりや表示方式が一つの流れになってしまっておりますので、だんだんこれを導入する会社が必然的に増えてくると思っております。また、どうしても、ほかの業種と同じように、整備統合して大型化が必要になってくる。公取の方も合併問題には規制が緩やかになってきたようでございますので、私どもの市場の方でも、そういうような形で市場の大型化を進めたい。

それから、市場では、市場として公共性の強いものだというので、集荷、分荷とか、価格決定とか、代金の決済とか、いろいろ大きな使命、こういうことを後から入れてもらった花の方が言っちゃ恥ずかしいようなことでございますけれども、今一番大きな問題は、正確で速やかな情報の収集、提供です。標準化することによって、これも非常に正確に、スムーズに、迅速に行われるようになるんじゃないかなという気がいたしております。

委員長 これまで御発言いただいたのは、卸の方、市場関係の方、仲卸の方、小売店関係ということで、まだ産地から事情を伺っておりませんので、今もお触れいただきましたけど、産地側でどういうふうにお考えか、これからどういうことが課題かというのを御披露いただけませんか。

委員 今、それぞれ市場の方、青果市場、花の市場の方からお話がございましたが、私どもとしましては、青果物の関係につきましては、先ほどお話ありましたように、順ドレスと逆ドレスということで、順ドレスというのは市場から売り立て情報をいただくと、逆ドレスというのは産地の出荷情報を市場に提供するというので、この青果物につきましては、私どもの下にJAがあるわけですが、ほとんどのJAが逆ドレス、順ドレスに加入していただいて、そのもとに私どもの経済連の中に県下の経済事業の情報管理システムを組みまして、そこで一括処理をするということでございますので、発送から出荷から売り立て、精算まで、現状の中では、一部できないところもございまして、ドレスの入っていない小さな会社等については私どもの職員が手入力でやるということもございまして完璧ではないわけですが、青果物についてはかなりの精度で、送りから代金の入金あるいは売り立て情報の提供とか、そういうのを一切できているわけでございます。

今、委員のお話のように、花の場合には、農林省で学術的なコード番号はある程度整理をさせていただいておるわけですが、商品の流通コードになっていないといいますが、そういうところがございまして、まだ完全に使用ができないということもありますし、一方では、フローラ2の市場の皆さんに、まだその受け入れ施設がないということもございまして、

フローラ1については、大手の中央市場含めて30社ぐらいですが、市況等の受け取りについてできるわけですが、それがなかなか……、市況の受け取りも、コード等は変換をしないと行けないとか色々な問題がございまして、売り立て市況の受け取り等経費の中で、ただ1社だけ仮名文字で変換をして自動でそれが完全に照合もできるし、そういうことがありますが、まだ花の方がかなり遅れているものですから、これを何とか統一的にやらせれば、お互いの流通段階で大きな合理化ができるなと思っておりますものですから、花の市場の皆さん、今のお話のように、5億から250億というように経営的に差があるということもございまして、何とかそういう問題も解決しながらやっていただければありがたいなと、そんな気持ちであります。

委員 青果物に関係してきまして、今の現状とデータ交換もいろいろとやらせていただいているわけですが、その中で私なりが感じておることを若干御紹介させていただきたいなと思っております。

青果物は、市場流通という市場を通したものと、もう一つは私ども全国で4拠点ございまして直販施設というもので、集配センターということなんです、そういったものでガラッと取引が違いますので、分けて御説明させていただきます。

まず、市場流通の場合につきましては、現状、出荷団体、これはJAとか経済連、もちろん県連から委託を受けた場合で市場へ出荷している全農と、こういう形も含めませんが、こと市場の卸会社との間につきましては、先ほどもちょっと出ましたけれども、ベジフルというNTTデータが開発運営したものを利用いたしまして、出荷情報だとか、売立・仕切情報といったものを交換しているという実情になっております。

また、これに参加しているのが、生産者団体としては全国で54、もちろんほとんどの県連が参加もしてございまして、中央、地方入れまして、卸関係の皆さんで参加しているのは300以上というような形の中で、そういった意味では、この業界では一定程度定着しているんだと我々は見えております。

具体的には、この中で品名コードというのがございまして、ここににつきましては、青果物流通情報処理協議会という任意の団体でございまして、全農とか日園連、あるいは全国の卸の協議会の皆さんとか、地方の卸の協議会の皆さんの会員でつくっているところもございまして、そこで設定いたしました青果物の統一品名コード、5けたでございまして、これを使っているというような形になっております。そういう意味では、汎用化といいますが、標準化、統一化というのはいち早くできたのかなと。

また、このベジフルは、説明がおくれましたけれども、ほぼ13年前にでき上がったシステムでございまして、このベジフルは、5けたコード、農水コードとか、あるいはベジフルコード、全農コードなんて俗称としては呼んでいるものでございまして、

ただ、先ほど申し上げましたように、13年前につくったということもあって、そのころのこのシステムに対する意識が若干欠如していたということでしょうか、確かに5けたということで統一仕様がされているんですが、先ほど委員からも出たと思うんですが、商品を識別するような属性的なコード、これはキーコードの1とか2とかという言葉の言い直しもあるかもしれませんが、産地だとか銘柄だとか等階級とか、作型というんですけども、露地でつくったとか、ハウスでつくったとか、そんなものですけども、この商品コードが、出荷側でもそうですし、卸側も独自のインハウスの何かを使っておられるということで、ここが若干統一化されていないということがございまして、言ってみれば、せっかくいいシステムなんです、今後、使い勝手をよくするために検討していかねばならないところがあるのかなという感じもしています。

もう一点、市場外流通の関係です。先ほど申し上げましたように、全農としては4拠点持っており、産地から直接集荷をいたしまして、仲卸、スーパーといったところに販売させていただいているわけですが、この電送化につきましては、一部大手のスーパー中心というような形になりますけれども、代金請求データとか、受発注、EOS等でやらせていただいているという形なんです、実際のところ、チェーンストア協会の一つの定める方式というのがあつたわけなんですけど、それから見ますと、各スーパーごとの特徴がございまして、若干ずつ方式と違っているようなものが見受けられる。

例えばの話ですけども、品名コードばかり、店舗コードもばかり、その中の桁数だとか、細かい話をして申しわけないんですが、そういったものだとかがちょこちょこ違うというような形の中で、売り手と買い手の立場という違いもございまして、どうしても我々サイドがスーパー等の御要望を受けつつ、それに合ったシステムをつくっているというのが現状です。

そこにおいては、極端な言い方をしますと、相当なコストも、あるいはそれを維持する関係の煩雑さも含めまして、オーバーコストになっているということも事実なものですから、そういう形の中

で、その辺がそれぞれの分野において、変な話ですけど、インハウスのシステムについては、お互いにどんな言葉を使ってもいいけども、会話するのはコンピュータですから、そのところは標準語か日本語でしゃべってほしいと、これが我々としての切なる願いではないかと思うんです。

今後、そういったことが標準化といった形の中でできていけば素晴らしいことかなと、我々も十分期待したいなと、御協力もしたいなと思っています。

もう一点、長くなって恐縮なんですけど、我々、システムをつくるところの立場の人間と働いているものから感じるんですけども、システムをつくる、標準化もしますという形の中で、最終的には、だれがどこでこのシステムを維持管理していくかというのが大変重要なんですね。

ある一定のこういった標準化をお話する中において、その体制だとかも含めまして、要するに維持管理の体制ですね、そういったことも含めての議論も何かしておいた方がよしいんじゃないかなと、意見も踏まえて御報告させていただきました。よろしくお願いします。

委員長 今まで技術的な課題とか今の状況などについて御意見があったんですが、情報工学というんですか、そういう面でお気づきになったことがあったらお願いしたいんですが。

委員 今、委員がおっしゃったことで意を尽くしたんですけども、まさしくおっしゃられたものから、あえて言うことはないんですけども、一つ端的な例を申しますと、先ほど事務局の話にも出ましたけれども、インターネット2という新しいインターネットの会合があったんですけども、インターネットの最初のバージョンというのは神様みたいな人間がやろうと御託宣を垂れまして、一つのメンバーが立ち上げたものがインターネットだったんですね。

ところが、もう15年たちまして、これだけ広がってくると、もうインターネット2というのは世代交代ができなくなっています。マイナーチェンジを繰り返し重ねて、10年ぐらいかけて少しずつ変えていこうという話になってしまう。つまり、ニュートンが最初に言ったらいいんですけども、最初の発明の方が楽で、次の改良の方が難しいというようになるらしくて、最初の導入のときの方がよくて、それから改修を行うとしても、単に最初のバージョンの費用の回収ができないとか、そういうふうなコストだけでなく、皆さんもおっしゃっているとおり、既成の事実がふえていますので、相互の関係を調整するという点に関するコストの方が大きくなっていくということがありますので、最初の段階でよくスキームを考えておかないと、後戻りができなくなるということ。

そのときに重要な話というのは委員がおっしゃったとおりでございまして、スキームのコストをだれが払って、どこが維持するのかということ、3の連携指針の項目の中の(1)(2)(3)というように総括的によく書かれているんですけども、もしあえてもう少し文章を追加することができるならば、そういう中で運用の方策を十分検討するであるとか、導入した後に大規模な経営主体、小規模な経営主体に起こってくる問題の解決策をあらかじめ考えておかなければ、次の段階がないのかもしれないという感じがいたします。

それはどういうことかということ、恐らく何十万とおられる小規模小売店で対価を持たれるということとはできない話だし、でも、システム維持あるいはデータコードの変更、運用方式の変更、新しい機能の追加というときに、どうやってソフトウェアあるいは機能的なサポートを伝達するのかということがなければ、どんどん置いてきぼりを食う。そういうことがないようにしなければならぬというのが1番目の話です。

それに伴った費用が当然発生しますけれども、このグループの中で、お互いの利益があると理解された場合に、コストの対価というのはどうやって調整するのかということも考えておかなければならぬと、それがなければ使う方、使わない方が自然に分かれてきて、その効果は限定的なものになってくるということが往々にしてあるケースだと思えます。

事務局の話もあったとおり、過去には連携指針というものがあったとしても、連携指針の効果が効いた分野と効かなかった分野というのはいろいろとあると思っております。私も当初、連携指針の一部の分野の検討の中に入ったんですけども、その後、良好といううわさは聞いたことがないという話もありますので、なるべくそうならないようにしなければならぬということは、後々のことを考えるか、考えないかということではないか。

委員長 いろいろ御意見を伺って、いきなり産地から小売のことで、先ほど委員が零細性をおっしゃって、99.1%の方が零細だと。そのときに、しかし、大手がごくわずかということで、大手の場合にはどういうお考えでございませうか。

委員 私どもは20年来、コンピュータを利用した商売をやってきました、各委員から御意見が出ておりましたように、現在、我々の販売コードと仕入れのコードが一致しない。特に生鮮では一致しないというのが問題になっております。

今までずうっとやってきた上で、絶対単品で入るものにつきましてはバーコードがついておりまして、それはすべての人が認識できるという商品名になっておりますし、コードになっております。私どもは衣料品とか住居関連、そして食品も含めまして、大きい店になりますと約25万アイテムぐらい扱っておりますので、それをすべてレジで認識させるということで、これは非常に苦労したんですけども、食品の生鮮ということになってきますと、販売コードと仕入れコードとは一致しておりません。

特に例を挙げますと、原料はそれぞれコードがついておりまして入ってきて、マグロやイカや白身の魚でつくった刺身の盛り合わせということになりますと、これは一体どういうふうにしようかなど、すべてのコードを平均して割るわけにもいきませんので、新しいJANコードをつけて販売しているということで、これはインスタコードという形でやっておりますが、この関連がいま一つ解決つかないというのが現段階での課題です。

私どものやっておりますのは、どちらかという、私どもからお客さんに向かっての情報という形でコンピュータを使っておりまして、川上に向かいますと、日本チェーンストア協会ですとやっておりますJCA手順というやり方で、オンラインで結んで、お取引先から商品をいただくと、そのときにコードをつけていただくというやり方をしております。

これを進めていきますと、それぞれの段階でかなり程度が違うと思うんです。ですから、調整していくという作業も、先ほど先生もおっしゃいましたけれども、既存のものを新しいものに合わせるといことになりまして、このソフトを変えるだけでも非常に莫大な経費がかかる。私どもが今管理しておりますメンテナンスで、このコンピュータシステムの維持費だけで、月間約9億かかっております。したがって、かなり便利なようではございますけれども、相当の金のかかる仕組みである。これを商売の中で消化しなければならないということが進めば進むほど、課題になってくるのではないかなと思うのが2点目。

もう一つ、これは非常に乱暴な言い方で申しわけないんですが、生産者の方も皆さんいらっしゃる中で、今度のこの仕組みを導入するということは、現状の仕入れルート、流通ルートの上に立っての仕組みという考え方で、川上から川下までという考え方をしておられますけれども、私どもも今まで幾つかやってきましたところ、生産者のところに私どもとダイレクトに情報がつながってしまう、したがって、直接インターネット等で生産者と話ができるわけですね。

従来の流通チャンネルでは、市場法の問題もありまして、私どもの店の運営時間とかそういうものとの差で、先取りの問題等もありましたが、なかなかうまくいかなくて、外にそういう仕組みをつくってきたという経緯があります。それがつながってしまいますと、生産地から私どもの店へ商品が直接入ってしまうということが起きてくる。これを進めていく段階で、流通チャンネルの変革が起きてしまうのではないか。その辺もテーマとしてとらえて方向を出しておかなければならないんじゃないかなと考えております。

委員 食品企業という立場ですと、当然これはぜひ推進していただきたいということで全く疑問はないんですけれども、きょうお話をいろいろ聞いておりますと、食肉の問題が全然出てきてなかったんで、実は私もこういう問題については全くわからないので、担当の者を読んで少し聞いてみました。

私どもは食肉の流通で、ハム・ソーセージは加工品ですから、きょうの話題とは違うわけですがけれども、テーブルミートの流通が直接今日のお話になると思います。私どもの関連会社が一種の大卸みたいのをやっておりますと、そこからスーパーさんに荷物が行く。

聞いてみますと、お話で、ちょうど川上の方というお話があったので、それに当たるんだと思うんですけれども、これはむしろお伺いしたかったんですが、食肉の流通については、私どものような大卸ですね、市場を通さない場合もあるし、通す場合もありますけれども、ほとんど大卸からスーパーさんに行く。

この大部分はまだ電子計算機でつながっていないんだと思うんです。その辺は知りたかったんですが、少なくとも私が聞いてきたところでは、一部のスーパーさんとは電子計算機でつながっているけれども、大部分のスーパーのような大きいスーパーさんでもつながっていないらしいんです。それでファックスでやっているらしいんです。

委員 食肉の流通は、電子計算機に、まだオンラインになっていないんで、標準化はチャンスである。先生のおっしゃいましたように、最初の発明になるんで、早くやった方がいいのかなと。いろんなものができちゃった後でやり直すのは大変ですから。そんなような感じを今日持ったんです。

市場流通ではちょっと違うと思いますけれども、私が今申し上げたのは市場流通じゃなくて、私どものところから大きなスーパーに直接肉が行った場合ですね、その場合はまだオンラインになってないらしい。

ですから、食肉と花と青果と水産とは全然違うんじゃないかなという印象をきょうは持ったんですね。それぞれについて考えていかないとだめなんじゃないかということの一つ感じました。

それから、これは私の立場とは関係ないかもしれませんが、きょうは最初ですから、いろいろお話をお伺いすればいいのかもしれませんが、何回やってどういうふうにするのかわかりませんが、何について議論するかということがわかっていると大変ありがたいなと思いました。

事前に、次は何をやるぞと、何を考えて来いと委員長からおっしゃっていただくと、勉強してきて少しは発言できるのかなと。私は発言するつもりは全くなくて、「何も知らないんだけど」と言ったら、事務局から「それでもいいんです」と。そうもいかないので、今日は担当を呼んで聞いてきたんです。にわか勉強なので、間違いかもしれません。

それから、将来は電子計算機の連携利用というんですから、取引を全部インターネットか何かわかりませんが、CATV使うのか、ISDN使うのかわかりませんが、将来は全部オンラインにしちゃうという前提で議論しているんだと思うんですが、ねらいはどんなところにあるのか。

一つは商品のコードを標準にするということ、もう一つは取引の内容を標準化すると、この二つがねらいなんでございますか。もしそうであれば、そういうことを考えておるんだということで、この次は一体何を議論するかということをおっしゃっていただくと大変ありがたい。

委員 食肉の中央卸売市場は10カ所で、地方指定市場20カ所と含め食肉市場と称するものは30カ所あります。生鮮食品の中でも青果・水産と比較しますと市場取引が少ない、市場外取引が主流である特徴を持っています。

中央卸売市場の全国に占める割合は、牛肉で25%、豚肉で6~7%が実態です。東京市場で見ると牛で全国の11%、豚で2%程度の取扱いですが、中央市場の取扱いに占める割合となると牛で43%、豚で30%を占めております。私どもの市場の取扱いは牛・豚枝肉の受託物品が9割以上でセリ販売、買付物品は10%以下で、これが相対販売になっております。品目別には、牛肉が8割強で、卸売市場法で認められている相対販売の部分肉は4~5%が実績ですので、電子取引というより情報公開の電子化といった面が強く、販売管理の自社システムの完結型で進めています。

特に商品形態、荷姿が問題で、市場では産地から成体で出荷されてきた牛・豚が屠場を介して枝肉となり、これが取引商品形態の大半であり、これを独自に商品コード化して使用していますが、客先や取引業界ごとに異なったコードを使用している実態もあり、これらを標準化・統一化に移行といった問題もあります。

せりの機械化という問題ですが、東京市場は10年前から自動化しておりますし、食肉中央市場は現在100%セリは自動化になっております。最初、カード機でしたが、現在、東京市場では無線伝札機を使用しています。せりの自動化は食肉市場が一番多く使用されており、生鮮品市場では特徴的であると思っております。

当社の業務の流れは、成体の入荷に始まり、翌日に屠畜をして、その翌日に上場販売することから、集荷、受託、保管、販売、生産、売立に区分されます。集荷につきましては、各出荷者から出荷計画が連絡されてきますが、100%、電話・ファックスでの連絡で、これを日別に台帳に記入して、屠畜頭数の調整をするとともに、集荷システムに入力されます。この集荷システムから、日別の入荷予定総頭数を引き出し、個別チェックのうえ、送り状に基づき入荷順に受付システムに入力されて個別情報の確認がされます。

この個別情報として、性別、年齢、毛色等入力されます。これに基づいて、屠畜申請、検査申請、検査申請、必要証明書等を作成後、上場前日にホストコンピュータに伝送されます。1日冷蔵保管後、販売当日に自動計量・枝肉格付後セリシステムによりセリ販売が行われます。なお、販売品の個別情報は、計量と同時にホストコンピュータにより取得され、セリ表示板に表示されます。落札情報は、即時にホストコンピュータに伝送され、それぞれ入力されたデータにより仕切等が実行され、これに基づき、生産者への送金業務が行われる。これにつきましては、ホストコンピュータより送金用FDを作成し、送金端末から電話回線通して銀行に生産者への送金データが電送されるという手順です。

買受人につきましては、買受人ごとに集計をするわけでございますが、買参権を持っている仲卸組合員・買参組合員の二つの代払い機関があり、この代払機関単位にFDなり集計表を手渡しで出すということで、請求業務を行っています。各蓄種別単位の市況情報というのは、毎日、開設者にはFD並びに帳票で出しますし、市場協会のシステムには回線によって伝送されます。

現在の当社の電子化につきましては、販売管理を中心とした、あくまでも社内完結システムということですが、電子化の対応につきましては、コードの問題、フォーマットの問題、プロトコルの問題全て独自のものであり、他会社・組織と統一的に決定したものではありません。現在のところ、外に出す分には支障がないといえますが、まだまだ社内的なデータを蓄積して、産地指導等々に使えるような情報の蓄積が必要だと認識しております。

委員からお話ができました、コードの標準化一つ取りましても、枝肉で出てくるものが殆どである、買参権を取得した社としか接点がないわけですから、その方々が自社のために必要だというものが他にあって、私どもの方で入力のしようがない品名荷姿がないということがあります。

食肉の場合には、生産者、流通業者、加工業者等業界としての標準化の範囲は、青果・水産業界から比べれば、取扱い物品の種類などそれほど多いとは考えられない。それでも業界の大手企業等からは、現在のシステムに準拠したものとなるよう要求が予想されますし、スーパー等流通業者まで含めると、食肉だけの標準化にとどまらないと言うか、食肉市場としてはそぐわないデータ項目、不必要な項目まで取り込む可能性が出てくるのではないかといった感じを持ちました。

委員 膨大な、さまざまな特性を持ったものが、肉から魚から野菜から花まで入っているし、全部を統一するということの意義が第一によくわからない。

今おっしゃったように、ここから先どこまで必要なのか。つまり、何が一番ニーズなのかなというところ。これだけ膨大にあって、それぞれのニーズだと思うんですね。例えば大手スーパーのそれぞれのコードが違って困るから、それぞれの端末を用意し、それぞれのシステムを用意すると、面倒くさくてしょうがない。それを何かの形で統一するというニーズはある。だけど、それはチェーン協と企業の間でやればいいんじゃないかという話になるわけです。

花卉の話が生産者との間でも既に進んでいるところもあるというけど、ほかのところは出ていないならば、そことの間でのネットワークをどうつくるかという議論になるわけですね。

それぞれだと思えますよ。それを全部で一つの話というのは、そもそも……。先ほどインターネットの話も出ましたけども、最初にドーンとできるものなのかどうかということを感じるんですけどね。だんだんつながっていくものなのかという印象を、きょうのお話で勉強にはなりましたが、個別的じゃないかと。

それから、商品というのは肉、魚をスーパーの中でインスタパックする段階で、そこで最終の商品になっているはずですよ。そこから先は原料なんであって、そことのつながりが仕入れ情報と販売データが違うというのは当たり前じゃないか。一匹のマグロをスーパーごとにパックにするやり方は違うわけです。魚というのは、肉も違うだろう、野菜も違うはずですね。しかも、最近はサラダにするだとか何とかいろいろなものがあるわけですから、どこかで切らざるを得ないんじゃないか。サプライチェーンマネジメントという言葉がありますけれども、産地から食卓に届くまでのすべての情報が一气通過で流れるということは本当に考え得るのかどうかなんです。

委員 4品の統一ということで、標準化の検討を四つの委員会で進めております、これは可能であるということで。要するに、コードの使い方、体系によっては、4品共通で使うことができます。

それから、なぜ4品共通にしなければならないかという、業態化、業際化が進んでいるという時代の流れといたらよろしいでしょうか、末端の小売業にいきますと、この4品がほとんど同一場所で売られている。もちろん、魚屋さんとか花屋さんとか肉屋さんであっても、ほかの消費財も一緒に販売しております。売上管理といたらいいのか、仕入れ管理という視点からいきますと、花だけということではできないし、肉だけということではできない。

確かに、流通の経路といたらいいのか、最終販売単位で流通しないという、生鮮の場合ですね、途中で加工が入りますので、非常に難しいところはあります。ただ、絶対単品の考え方そのものを持ってくるのではなくて、コードの体系と使い方によっては可能で、今、そういう方向で検討を進めております。

欧米も同じ事情です。農水省の委託で昨年度はアメリカ、ことしはヨーロッパに調査に行っていましたけども、全く同じ状態で苦しんでおられます。情報化が必要である。やっているのはファックスがほとんどです。生鮮4品は皆、日本と同じようにファックスが中心です。ごく一部の企業においてオンライン化されている。しかし、共通の商品コードがないために、言うなれば、買い手側のコードが来るという。そこに変換という問題が出てきている。両方が同じ変換をすれば、先ほどどなたか言ってましたけど、痛み分けの世界をアメリカもヨーロッパの各国とも模索しているというか、今はその方向性が少し見えてきているところです。

委員 意見は違わないんですけども、模索して行って、可能であると思っているけど、100%パーフェクトに見えているわけじゃないでしょう。

委員 基本的には、微調整といたらいいのか、どなたか言われてましたけども、標準化することは簡単です。考えようによっては、技術的には何ともできますが、これをどう使うかという、どう普及させていくかという、こちらの方が非常に重要な課題で、今その方向性が見えてきたところで、両方向といたらよろしいんでしょうか、少し早いですけれども、研究開発を進めてはどうかという話が出てきております。

それから、時代の流れとかシステムの進化に伴いまして、標準というのも変わります。特にコードというのは、新商品が出てきたり消えたりしますので、むしろ改善・改良といたらいいのか、メンテナンスの基準と知らしめるべき方法が重要だろうということで、多分ことし後半から来年にかけてのテーマではないかな。生鮮4品とも同じような意識が、そういう意味では、方向を向いて知恵を出し合い始めているといった方がよろしいと思います。

魚だけは非常に難しいところがあります。

委員 魚は難しいでしょう。私、さっき言ったんだけど、難しいでしょう。

委員 難しいですね。難しいというのは、ベースがないということです。

青果は、幸いにしてといたらいいのか、不幸にしていたらあれですけども、生産者と卸段階で使うというベジフルコードが非常に普及しているということです。肉は部位のコードで、農水省のコードだと思うんですが、これが使われているんですが、輸入が多いために、米国のコードとオーストラリアのコードがある。これの国際的な整合性をどういうふうに取りっていくか。今、整合性

のチェックをしていますけど、花は花きコードがあります。

委員 しかし、ベジフルコードも属性コードについては、まだ精密にはできていないわけですよね。

委員 ベジフルについては50けたというコードがあるんです、最大限、50バイトといたらいいのかもしれませんが、その中で品名コードというのは5けたで、先ほど言ったとおりなんですが、それ以外に銘柄だとか幾つもあるんですね、それぞれ分けるキーコードなるものが、それについては、先ほども話しましたが、産地側がそれぞれ使い勝手に使っているところと、卸側がそれぞれ使っているところという形で、そこに整合性がないという形がある。

例えばLを産地では2Lと書いたと、卸ではLLでしたと、わかりやすく言えばですよ、そういうような形で連動性がないものですから、そこで標準化ができていないということでお話を申し上げたんです。

委員 標準化を進めれば、そんなに難しいことではないと。

委員 そこはぜひこういった形の中で標準化を進めたいなと、進めてほしいなという感じで申し上げていたんです。

委員 今のお話を伺っていると、標準化というのはコードのことだけじゃないと思うんです。ですから、きょう私は、内容がわからず出ていて申しわけないなと思っていたんですけれども、皆さんのお話を伺っていて、結局、一番の問題はシステムがどんどん発達して、各企業もそれぞれ小売も頑張っって内容を変えていく中で、生鮮品の流通が一番難しいのは事実で、どうして、きょう生鮮全部が集まっているのかなというのがとても疑問だったんですけれども、お話を伺っていると、わざと全部集めちゃって、一回話をさせちゃおうかなというのがあるのかなというのを感じたんですが、そして、この後で分かれて専門的に話をしなきゃいけないかなというふうに思うんですね。

その標準化というのは本当にコードだけの問題じゃなくて、最終的には、取引のあり方も全部変えていく問題だと思うんですけれども、その辺を全部出さないと本当に細かい話に落ちていけないんじゃないかと思います。

私、伺っていて、最初のうちは、それこそシステムにかかる金額ですとか、大変な問題ですから、どこの企業でも喜んで進んでは入れないんですけれども、先ほどのメンテに月9億というのを考えると、もっと頑張っってやってみようかななんて思ったんですけれども、現実にと考えると、売上と粗利益と考えると、月9億というのは、うちの方がお金がかかっているかもしれないという部分があるんですが、本当に零細企業90何パーセントの一社なんですけれども、今の時代、これを本当に標準的にやろうとしたら、どこの企業でも、どこの会社でも、個人の店でも、考え方を変えなきゃいけないというところからスタートしなきゃいけないわけですね。それをどうやって持っていくかが一番難しいんじゃないかなと思っています。

委員長 大変大事な問題提起でありますけど、今、この後、詰めた方がとおっしゃったのは、例えば品目が四つ出てきているわけですけど、その四つを別々に詰めていった方がいいということですか。

委員 詰めた方がいいんじゃないかなと思います。

ただ、委員がおっしゃったように、全部調べられていて、いろんな形で可能性があるとおっしゃった言葉は、私どもは詰めていませんので、その辺はもっと勉強させていただきます。

委員長 そういうことも含めて、そろそろ予定した時間でございまして、実は、きょうはいろんな分野の方になるべく御発言をいただきたいと思っていたものですから、こちらの方からお声をかけたりして、もっとお話をされたいというお気持ちのあった方には失礼をしてしまったかもしれませんが、限られた時間の中だったものですから、ひとつお許しをいただきたいと思います。

最後に、事務局に、今のような御提案もあるし、先ほど御説明はあったんですけども、何をやるのかというのはもう一つわからないというお話もありましたので、その辺をお話してください。

事務局 最初から説明がよくなかったということは非常に反省をさせられたところです。幾つかお話がありましたところをまとめて、また、これからどうするかということも含めまして、5分ちょっとぐらいで説明させていただきます。

まず、現状の部分で少し御説明が足らなかったのかなと思っております。いろいろなお話の中で、ベジフルとかフローラとか小売段階のお話が出ておりました。先進的な産地と卸売会社でしたら卸の大きなところ、先進的なところにつきましては、基本的な受発注に関連する一定の情報のやり取りは行われております。その際には必要なコードも一定のやり方でできるということもございます。その際、先ほどお話ありましたけれども、出荷に関連する情報が少し足らなかつたり、返っていく情報が遅れたり、ばらばらだったりというのがあると思うんですけれども、とにかく、ある程度行われている。

その際には、産地の方の説明ですと、大体いいやというお話があったと思うんですが、私の認識では、卸売会社と産地でしたら、経済連のところ、あるいは経済連と各単協までは多分分けられるんですが、単協から農家までは多分コードとか何とかの理由で精算ができないようになって

いるはずなので、そういったところは少し工夫が要るのかなというお話がございます。それは青果と花について、魚とか肉では事情が違うということもございます。いずれにしても、そういった蓄積を少し活用しながら、消費段階までどういうふうにつなげていくのができるか、できないかというのが検討対象となっております。

それから、大きな小売さんから、一つ手前の川上の方に向かっては、先ほどEOSということで、受発注的な仕組みはそれぞれの小売さんの仕組みでかなり行われているという状況でございます。

それで、大変恐縮なんですけど、資料5の1ページに戻っていただきますと、この専門委員会で検討する前の段階に何が行われているのかという部分がございます。

委員からお話がありましたけれども、生鮮4品につきまして、いろいろな流通段階で取引に使えるコードですね、品名を特定できるようなコードを、できる限り幅広い流通、産地からできれば小売までの間を使えるような、ですから、委員からお話がありました、途中で加工がされた場合には、その前と後ろのつながり方をつけながら、最終的なところで使えるような加工の付加情報をつけながらやっていくということである程度できるんじゃないかと。

そのコードと、それから、委員のお話にありましたように、取引のルールですね、ルールを基本的に電子化に落とせるような共通の約束事を、まず一つ工夫してみようじゃないかと。受発注の日付から、その意味や順番と、そういうのを決めれば、青果、畜産の分野で、それぞれを使えば電子的に落としやすくなる。

そういう約束をまずつくろうじゃないかという検討を別途しておるということで、先ほど4分野4専門委員会でこんなふうやっていったらいいんじゃないかと、そういう技術的なものは検討している。特に青果につきましては、今年度から来年にかけて微調整、微修正ぐらいで、最終的に使える、ある程度の流通の幅で使えるようなものができるんじゃないかということをお話いたしました。1ページをお開きいただきましたのは、1ページの右側にある標準化のイメージということでございます。現状は恐らく左上のような形で、それぞれの当事者で都合のいい人も都合のよくない人も多分いるんだろうと思うんですけども、こういった形で取引が行われている部分がかかなり先進的なところであるということでございますが、それを右側のような形、したがって、それぞれの企業は現状の仕組みをそのまま使いたいということであれば、それは使いながら、しかし、表に出て話そうじゃないかという部分については、表に出てというのは企業間の取引においては、ということですが、さっき言いました標準的なコード、標準的な取引ルールを活用しながらやると、そういうことで、それは共存が可能であるということでございます。

右側の絵の左のちょうど真ん中の下のところに、社内システムを変換と。ですから、左側の企業、例えばここを小売さんにすれば、それぞれのトランスレーターABCというのを付ければ、そこを通していけば、この標準のルールで情報交換ができると。そうすると、現在電子化をしていない人は、この標準に準拠した一つのソフトを持てば、大体それで表の話もできれば、社内の分類整理も経理整理もできると。

それから、たまたま左のような状況の中で、真ん中に標準というこういうものができれば、中間流通業者の方々にも一定のトランスレーターに付加的に細工をしていけば、ユーロダラーじゃないですけども、一つの標準語でできるような仕組みができるという技術的なことを前提にしまして、この委員会では、最初に、連携指針について説明したところで。標準語を皆さんが使っていただければ非常に効果があらわれ、また、皆さんに使っていただけるようにするにはどうしたらよいかと、その効果的に進めていく方策という話をしましたけれども、そういうことについて、どういった留意事項を考えればいいんだということを御検討いただきたいというのが本委員会の、ある意味で主たる内容になるということです。それが連携指針といったような形でまとめられて、皆さんが何かシステムを考える際に、そういえば、連携指針を踏まえると我が社はどうすればいいんだと考えていただくように、早目に関係の皆さんの指針として集約したいということでございます。

そういう面で、ある意味で、標準プロトコルをみんなで使いましょうやというようなことを書くことになるんじゃないかと思うんですけど、指針作成を最初に言っても何だか変かなと思ひまして話をはしょった説明をしたところでございます。したがって、浅野委員から話がありました、そういうものができ上がったその先、皆さんの意見を聞きながらマネージしていくというのも、今後の検討課題ではないかと思っております。

それで話は最後になるんですけど、そういう検討をどうやって進めていくのかという部分が次にあるわけです。この委員会におきましては、そういった連携指針といったものをなるべく早くつくって意見の集約をさせていただければ、ということではありますが、それに向けまして、次回ということになります。

次回、皆さん忙しい時期かどうかあれなんですけれども、11月の下旬あたりを念頭に置きながら、先進事例的な報告あるいは現地、現場で本当に電子的な取引、情報交換やっている、あるいはそれに準じたものを行っている現場での電子的情報交換の状況といったものを見ていただ

くということ、場合によっては、ベジフルでありフローラであり、現在、情報化に向けてこんな事業を各分野の専門の方々に技術的な詰めはやっていただいておりますという状況紹介と、いずれかのやり方があるかと思しますので、委員長と相談しながら具体的に検討し、ご連絡させていただきます。本委員会におきましては、今後、連携するというのはどういう意味かという点もありますが、連携して情報システムを効率的に使うような方向に向けた意見の集約に向けての御議論をいただきたいと考えております。

話が早口で回りどかった部分を御容赦いただきまして、一応私の説明にさせていただきます。

委員長 一応めどとして、これはいつごろまで取りまとめる必要があるわけですか。

事務局 連携指針の中で標準コードとか、そういったものが具体的にイメージができた方が一番いいのかなと思っています。今、事業等でやっているのは、2月、3月には、青果の部分については、こういったコード体系とEDIの規約集的な部分が少しわかりやすい形に整理できるのかなと思っていますので、そういったものを踏まえながら、最終的に関係者が、そのときは、とりあえず予定している四つのうちの一つしかできていないと思うんですが、それであれば、他の分野もそういった方向でいけるのかなというのがわかる段階ということで、2月、3月のころまでに2回か3回の御議論をいただきまして、先ほど言いましたような現状あるいは現場を見ていただくというのも含めまして進めていただければ、皆さんの御理解いただけるようなものとして整理がつくのかなと、これは私どもの方で今思っているところでございます。

委員長 ですから、今回は、私もこの間から、この委員をお引き受けしたときにイメージが何となく……。こうやってお話を伺っては少しはわかるんだけど、私はもともとそういう商売だったものですから、現場を見ないとなかなかイメージがピンとこないんですね。今まで私にそういう蓄積がないから仕方がないんですけど、そういうチャンスを一回つくってみて、その場所でこういう議論をするというのはどうかなと思ったりしています。

しかし、委員の中には、「そんなのはよく知っているよ。今さら見たってしょうがない」なんていう方もいらっしゃるかもしれないので、その辺、皆さんの感触を事務局から伺って、相談をして決めたいと思います。

ということで、年度末ぐらいまでということのようでありますから、時間的には結構テンポが速いのかなという気がいたしますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

きょうの会は、この辺で終わらせていただきたいと思います。どうも御苦労さまでした。

[目次へ戻る。](#)

閉 会

[目次へ戻る。](#)